

市・県民税に

ついてのお知らせ

市・県民税は、市や県の行政を支える大切な財源のひとつです。

所得税がその年の1年間の所得に基づいて課税されるのに対し、市・県民税は前年の所得に基づいて課税されます。原則として、毎年1月1日現在で市内にお住まいの方が対象になります。

また、市・県民税には、所得が一定額を超えると発生する「均等割」（市民税3500円・県民税1500円）と、所得に応じて発生する「所得割」とがあります（市民税と県民税を合わせたものを住民税ともいいます）。

- ①均等割、所得割ともに課税されない方
- ②生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ③障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方
- ④前年の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の方
28万円×（本人+控除対象

配偶者+扶養親族（年少扶養親族も含む）+16万8千円（※）

(2)所得割が課税されない方

前年の総所得金額が次の計算式で求めた金額以下の方
35万円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族【年少扶養親族も含む】）+32万円（※）
※計算式中、均等割の「16万8千円」、所得割の「32万円」は控除対象配偶者または扶養親族を有する方に加算します。

平成26年度

市・県民税の主な改正点

◆市・県民税の均等割の税率の特例

東日本大震災を踏まえて自治体が実施する防災に係る財源を確保するための法律が施行されました。それによって平成26年度から平成35年度までの間に限り、市民税の均等割の税率に500円を加算し、3500円となります。
なお、県民税についても同様に、均等割の税率に500

円を加算し、1500円となります。

平成26年度市民税・県民税税額決定・納税通知書、年金特別徴収税額決定通知書を6月13日（金）に発送します

市・県民税の納め方には、個人が直接納付する普通徴収と、給与から引き落とされる特別徴収の他に、公的年金から引き落とされる特別徴収があります。

【普通徴収の場合】

①普通徴収の場合
年4回（6月・8月・10月・

翌年1月）の納期で、個人が直接納税していただく仕組みです。「平成26年度市民税・県民税税額決定・納税通知書」（納付書）を、6月13日（金）に発送します。郵便事情によりお手元に届くまで1週間程度かかることがあります。

【給与所得者】

②特別徴収の場合
6月から翌年5月までの12回で給与から引き落とされ、給与支払者を通じて納税していただく仕組みです。
平成26年度の税額通知書は、

5月中旬に給与支払者あてに、すでに発送してあります。勤務先の給与担当者を通じて税額通知書をお受け取りください。

【年金所得者】

前年中に公的年金の支払いを受けた人で、特別徴収する年度の初日（4月1日）において老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方が対象になります。

公的年金の所得に係る市・県民税の所得割額及び均等割額が年金の支給月に老齢基礎年金等から差し引かれるようになります。

①前年度から引き続き公的年度

表1 〈例 市・県民税の年税額が15,000円の場合〉

徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	3,000円	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円
算出方法	前年度の2月の徴収額と同額			26年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を、10月・12月・2月は、4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額をそれぞれ年金から引き落としします。

表2 〈例 市・県民税の年税額が12,000円の場合〉

普通徴収	1期（6月）		2期（8月）		3期（10月）		4期（1月）	
		3,000円		3,000円		-		-
公的年金特別徴収	4月	6月	8月	10月	12月	2月		
	-	-	-	2,000円	2,000円	2,000円		
算出方法	1/4		1/4		1/6	1/6	1/6	

4月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり普通徴収（納付書もしくは口座振替）で納めてください。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつをそれぞれ年金から引き落としします

金から特別徴収される場合「平成26年度市民税・県民税年金特別徴収税額決定通知書」を6月13日（金）に発送します。特別徴収の対象となる税額、各月の徴収税額、対象となる年金等についてお知らせします（表1参照）。

④4月・6月・8月に年金から引き落とされた額が、決定された税額を上回る方には、後日改めて過納金を還付する通知を送付します。

②今年度の10月から特別徴収が始まる場合
65歳になられた方や、特別徴収が諸事情により平成25年度の途中で普通徴収に切り替